

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 8 号
件 名	小学・中学・高校生の政治参加の学習にも役立たせ、有権者の投票行動を促進するためにも、新潟市議会各委員会審査状況の、インターネットによる録画中継の配信を求めることについて
要 旨	<p>① 文部科学省の小学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編には、小学校の政治学習として6学年の身につける知識、技能に、政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉える。見学、調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。代表者を選出するため、選挙権を行使する必要があることを考えるようにする（政治学習のみ要約）などが挙げられています。</p> <p>② 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説社会編には、地方公共団体に関することとして、国会や政党の役割、議会制民主主義、多数決の原理の理解、法に基づく公正な裁判の保障を理解、住民自治や民主政治の推進、公正な世論の形成、選挙などの政治参加を挙げています。</p> <p>選挙についてのみ抜粋すると、選挙に関する具体的な事例を取り上げて関心を高め、選挙が主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることへの理解を基に、正しい選挙が行われることや、選挙に参加することの重要性について理解を深めるとあります。さらに、法律の改正に伴い選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を養うことが大切であるとの文言も見えます。</p> <p>なお、数学や理科と違い、社会科は地理、歴史、公民と分かれているだけで、学年の別がありません。ちなみに新潟市立中学校では公民を3年生で学習します。</p> <p style="text-align: right;">（次頁につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和7年2月18日 議会運営委員会
受 理	令和7年1月27日 第521号

- ③ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説公民編には、地方公共団体の首長と議会の議員は、住民の代表としてそれぞれ独立に選挙されること、直接請求権など直接民主制の考え方に基づく仕組みが国政よりもより多く取り入れられていることを理解できるようにすると示されています。新潟市立高等学校の公民は3年生で学習します。
- ④ これに基づき新潟市立小中高生は、政治や選挙の学習をしています。しかし、18歳、19歳の投票行動は芳しくありません。新潟市選挙管理委員会の投票率の年代別投票率調（抽出投票区合計表）によれば、令和5年4月の新潟市議会議員選挙では、18歳が24.80%、19歳が18.01%、全体投票率では38.47%。令和4年5月の新潟県知事選挙は18歳が33.55%、19歳が22.21%、全体投票率では44.12%。令和4年10月の新潟市長選挙は、18歳が25.78%、19歳が14.10%、全体投票率では32.10%と若者の投票率は低調ですが、低調なのは若者だけではありません。
- ⑤ 新潟市選挙管理委員会は、小・中・高校生に選挙出前講座で啓発活動を行っていますが、投票率の向上にはつながっていません。特に市長選挙や市議会議員選挙は最も身近な選挙なのに、投票率は低調です。18歳や19歳の若者は、住民票のある場所から離れることが多く、住民票を異動しないため、選挙のために帰省せず棄権することが多いようです。それを考慮しても、投票率が低いのは、学校教育の段階から新潟市議会の政治情報が十分に提供されていないことが一因かもしれません。また、有権者全体の投票行動が低下しているのも、新潟市議会の政治情報が行き届いていないからでしょう。
- ⑥ 平成23年に施行された新潟市議会基本条例には、市政への参画として、以下のように定められています。第8条第3項に議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置づけ、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けますとあります。また、第10条で議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開するとされています。

(次頁につづく)

しかし、平成29年5月17日の議会運営委員会での配布資料、陳情の処理についての申し合わせ事項（案）には、次の各号のいずれかに該当すると議長が判断するときは、議会運営委員会で協議の上、委員会付託をしないとした9項目を挙げ、そのうちの6に不採択の議決があった請願または陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの*が示されたのです。

申し合わせ事項（案）には賛否両論がありました。*注釈に特段の状況変化がないものとして、1、議決時以後当該陳情をめぐる環境、条件が同じであるものは、委員会付託しない（2は略）とありますが、環境、条件が同じの文言は様々な解釈が可能です。以前と異なる陳情者や、意図するテーマが似ていても異なる目的であれば、環境、条件が同じとは捉えないのが一般市民の意見でしょう。

請願には法的強制力がないとしても、新潟市議会において条例で定められている以上、これを無視することはできません。*の注釈を入れたのは、差別ではないとする有権者への配慮と考えられます。いずれにせよ、今後、市民全体の政治意識の高まりは、市民の願いである陳情に反映され、中学生、高校生の政治参加学習の深まりとともに、有権者の投票行動に影響を与えることでしょう。

第10条のインターネット利用は、市議会公開のための最良のツールです。現在、本会議はインターネット中継や録画中継配信が行われており、一般質問では一問一答形式の質問が市民に公開されています。これ自体は市民にとって非常に有益です。しかし、本会議は一般質問が主で、市長が提案した議案等を担当部課長と市議が討論し採決するという場はありません。本会議の役割は、委員会で賛否が決まった多くの議案等を、まとめて全員の賛否を問うことです。

- ⑦ 市長提案の議案等を討論し採決する場合は、付託された担当の委員会にあります。その詳細は議会議事録から知ることができますが、現時点では本会議のようにインターネットで録画中継配信は行われていません。新潟市議会基本条例でインターネット利用を掲げているのであれば、各委員会の録画中継配信こそ、児童生徒の政治学習に役立つでしょう。これにより、18歳の若者たちの政治意識が高まり、選挙時の投票行動を促す効果が期待できます。また、傍聴に参加できない市民も、新潟市議会に対する関心を持ち、投票行動がより活発になることも見込まれます。

(次頁につづく)

⑧ 市議会議員は市長の提案する議案等に対して議決権を持っています。市長が予算配分を示し、市議会議員が最終的な決定を行います。この決定や判断は、市民の暮らしがよくなるか、少しは改善するか、遅れるか、悪化させるかに直接関わります。このように市議会議員による各委員会での審査は、非常に重要な役割を果たしていますが、中高生を含めた市民にはその様子がイメージできません。まして前述の市民による幅広い意見とした陳情の様子が分かりません。

委員会当日、同時に開かれる他の委員会を傍聴することは難しいため、各委員会の録画中継配信による見える化が必要です。これにより、一方向のリモート参加が可能となります。選挙運動が時代とともに SNS を使うことが当たり前になったのと同じように、各委員会の録画中継配信は、新潟市議会基本条例に掲げられた市民が参加しやすい開かれた議会運営を実現するためには重要かつ不可欠なツールです。

千葉市議会や名古屋市会など、多くの自治体では委員会審査のインターネット録画中継配信を行っています。委員会の録画中継配信という視覚情報を市民に提供することは、小学 6 年生が学ぶ、見学、調査、各種資料の意味からしても重要です。このように新潟市議会各委員会審査の録画中継配信は、学習効果を高めるだけでなく、遠隔委員会傍聴を促進し、議員活動の理解も深まり、加えて高校生はもとより市民の政治理解が進み投票行動により影響を与えるものと思います。

新潟市議会各委員会の審査状況を、本会議同様、インターネットによる録画中継の配信をお願いします。この録画配信は、小学・中学・高校生の政治参加の学習に役立つだけでなく、若者を含む全ての有権者の投票行動を促進する重要な手段となります。